

○栃木市職員の苦情の処理に関する規則

平成22年5月19日

公平委員会規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第8条第2項第3号の規定により栃木市公平委員会（以下「公平委員会」という。）が処理する職員（離職した職員を含む。次条及び第4条第1項において同じ。）からの勤務条件その他の人事管理に関する苦情の申出及び相談（当該職員に係るものに限る。以下「苦情相談」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(公平委員会に対する苦情相談)

第2条 職員は、公平委員会に対し、文書又は口頭により苦情相談を行うことができる。ただし、離職した職員にあっては、次に掲げる苦情相談に限る。

(1) 離職に関する苦情相談

(2) 法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定による採用に関する苦情相談

(令5公平委規則2・一部改正)

(職員相談員)

第3条 公平委員会は、前条に規定する苦情相談の迅速かつ適切な処理を行わせるため、その事務職員のうちから、苦情相談を受けて処理する者（以下「職員相談員」という。）を命じるものとする。

(事案の処理)

第4条 職員相談員は、苦情相談を行った職員（以下「申出人」という。）に対し、助言等を行うほか、関係当事者に対し、公平委員会の指揮監督の下に、指導、あっせんその他の必要な措置を行うものとする。

2 公平委員会は、申出人が事案の処理の継続を求める場合において、当該事案に係る問題の解決の見込みがないと認めるときその他事案の処理を継続することが適当でないと認めるときは、当該事案の処理を打ち切るものとする。

3 事案に係る問題について、法第46条の規定による勤務条件に関する措置の要求又は法第49条の2の規定による審査請求が受理されたときは、当該事案の処理は打ち切られたものとみなす。

(平28公平委規則3・一部改正)

(調査)

第5条 公平委員会は、申出人、当該申出人の属する任命権者その他の当該事案の関係者に対し、必要に応じて、事情聴取、照会その他の調査を行うことができる。

2 任命権者は、前項の規定により公平委員会から事情聴取等を求められた職員が栃木市職務に専念する義務の特例に関する条例（平成22年栃木市条例第37号）第2条第4号の規定による職務専念義務の免除を請求したときは、当該事情聴取等に応ずるために必要な時間、勤務しないことを承認する

ものとする。

(記録の作成等)

第6条 職員相談員は、事案ごとにその概要及び処理状況について記録を作成し、毎年、苦情相談の概要を公平委員会に報告しなければならない。

(令5公平委規則2・一部改正)

(秘密の保持)

第7条 公平委員会の委員、職員相談員その他苦情相談に係る事務に従事する職員は、申出人の職及び氏名、苦情相談の内容その他の苦情相談に関し職務上知ることのできた秘密を保持しなければならない。

(不利益取扱いの禁止)

第8条 任命権者は、公平委員会に対して苦情相談を行ったこと、苦情相談に関し公平委員会が行う調査に協力したこと等に起因して、職員が職場において不利益を受けることがないよう配慮しなければならない。

(公平委員会及び任命権者の協力)

第9条 公平委員会は、任命権者に対し、苦情相談に係る事務について情報の提供、助言その他の必要な協力をを行うものとする。

2 前項に規定するほか、公平委員会及び任命権者は、苦情相談に係る事務に関し相互に連携を図りながら協力するものとする。

#### 附 則

この規則は、平成22年5月19日から施行する。

附 則（平成28年公平委規則第3号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和5年公平委規則第2号）

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。）は、同法による改正後の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員とみなして、この規則による改正後の栃木市職員の苦情の処理に関する規則の規定を適用する。

(令7公平委規則1・一部改正)

附 則（令和7年公平委規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。